

議案第 16 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように定める。

令和元年6月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野
田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 スポーツ推進委員の項の次に次のように加える。

教育委員会アドバイザー	月額 54,000円
-------------	------------

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

提案理由

教育等に精通した弁護士が、教育委員会及び学校の教職員に対して法的な観点で問題に向かう意識を指導するとともに、学校等で定めるいじめ防止基本方針等の策定や改訂に対して指導・助言するため、新たに「教育委員会アドバイザー」を配置するに当たり、非常勤特別職の職員の報酬に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和63年野田市条例第3号)

改 正 案		現 行	
別表第1(第2条第1項)		別表第1(第2条第1項)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
スポーツ推進委員	(略)	スポーツ推進委員	(略)
教育委員会アドバイザー	日額 54,000 円	(略)	
(略)		備考 (略)	
備考 (略)			